

議案第 47 号

ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例

ひたちなか市介護保険条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

付則に次の2項を加える。

（令和8年度分の保険料の減免の特例）

- 16 第1号被保険者又はその属する世帯の他の世帯員のいずれかが令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされることとなるもの（令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）である場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第7条各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、規則で定めるところにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

（職権による減免）

- 17 前項の規定による保険料の減免は、職権により行うものとする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

ひたちなか市介護保険条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>付 則 (介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置) 1 5 略</p>	<p>付 則 (介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置) 1 5 略</p> <p><u>(令和8年度分の保険料の減免の特例)</u></p> <p>1.6 第1号被保険者又はその属する世帯の他の世帯員のいずれかが令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされることとなるもの(令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。)である場合であつて、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(第7条各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、規則で定めるところにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。</p> <p><u>(職権による減免)</u></p> <p>1.7 前項の規定による保険料の減免は、職権により行うものとする。</p>	